

佐賀の新たな海苔食文化創出委託業務仕様書

1 目的

佐賀県は国内有数の海苔産地であり、これまで「佐賀海苔®」の美味しさや機能性を訴求しながらファンを増やし、消費やブランド認知の拡大を図ってきた。「佐賀海苔®」はお土産としての人気は高い一方で、佐賀県へ来県された方が飲食店でその良さを体験できる場は少ない。そのような中、昨年 8 月に「佐賀海苔®」の良さを伝える新ご当地グルメとして「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」がデビューした。佐賀海苔を主役とした「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューが、おもてなしメニューや地元の人を楽しむメニューとして幅広く受け入れられるようになれば、観光や地域資源としての「佐賀海苔®」の新たな価値を創出することができる。

今回の委託業務では、佐賀海苔を主役とした「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを提供する店舗の拡大と認知の向上を目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

3 事業目的の整理

本業務は、以下の目的達成のために行うものとする。

- ・ 佐賀海苔を主役とした「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを提供する店舗の創出
- ・ メディア等への露出を通じた佐賀海苔を主役とした鍋メニューの認知度向上
- ・ 観光や地域資源としての「佐賀海苔®」の新たな価値の創出
- ・ 「佐賀海苔®」の消費拡大

(1) 「佐賀海苔®」の特徴

- ・ 艶のある黒紫色をしており、火に焙るとサッと緑色に変わる
- ・ ロドけがよく、香ばしさがあり、トロけるような甘みがあって、のど越しがいい

(2) 実現したい姿

- ・ 「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューが、おもてなしメニューや地元の人を楽しむメニューとして幅広く受け入れられるようになる
- ・ 佐賀県へ来県された方が「佐賀海苔®」の美味しさを体験し、観光や地域資源としての「佐賀海苔®」の新たな価値が創出される

(3) ターゲット

- ・ 佐賀県在住の FM2層（35～49 歳の男女）～FM3層（50歳以上の男女）
また、佐賀県に来県する県外在住の FM2～3層もターゲットとする

4 委託業務の内容

(1) 佐賀海苔を主役とした「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを提供する店舗の創出

- ・ 地元の人を楽しむ佐賀県内の飲食店3店舗以上で、「佐賀海苔®」を使った「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを提供してもらうこと
- ・ 観光客向けのホテル・旅館等で「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを提供してもらうこと
- ・ 店舗の選定は以下を参考とすること

- 「佐賀海苔®」の魅力を伝えることができる店舗であること
 - 「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューを継続して販売いただける可能性が高い店舗であること
 - 地元の人が気軽に足を運べる店舗を含むこと
 - ・県から店舗を提案することもありうる
 - ・企画に必要な資材等を制作すること
- ※メニュー開発に必要な「佐賀海苔®」のサンプル提供は可能だが、店舗での料理提供時の「佐賀海苔®」の仕入れにかかる代金および送料は店舗負担とする。

(2) 新ご当地メニューの情報発信

- ・11月末を中心として、テレビ、ラジオ、雑誌、フリーペーパー、Web 等、様々な媒体を活用した情報発信により、ご当地メニューとしての定着を図り、県民・観光客への認知拡大を図ること。
 - ・「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」等の鍋メニューの魅力を伝えられる情報発信を行うこと
 - ・「佐賀海苔®」のブランド認知拡大・消費拡大につながるように工夫すること
- ※具体的な PR 方法を提案すること
- ※佐賀海苔しゃぶしゃぶの動画素材は持ち合わせていないが、写真素材は流通・貿易課より提供可能

※上記業務(1)、(2)に対するおおよその予算配分は2:8程度とする

5 成果目標

以下のメディアへの露出件数を成果目標とする。

- テレビ、ラジオ、Web、SNS、紙媒体等からの情報発信5件以上

※成果目標を達成できるような佐賀県内等のメディアに対するプロモート活動や取材誘致を行うこと

6 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書(広告換算値も含む)(1部) ※電子データで提出すること
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 委託料

3,000千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

8 委託料の支払い

完了払

9 その他留意事項等

- (1) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならぬものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と決定委託業者が協議し

て定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。

- (2) 「佐賀海苔®」のブランドイメージや世界観を守ること。

(参考)

※佐賀県有明海漁業協同組合 HP「<https://www.jf-sariake.or.jp/>」

※株式会社サン海苔 HP「<https://sannori.com/>」

- (3) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。
- (5) 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の各種法令及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。